平成２７年（フ）第４７号
相模原市緑区下九沢1508番地10　アーバンハイツ101
債務者　藤山　卓郎
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３号
三重県松阪市小黒田町376番地51
債務者　長井　俊樹
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４号
京都府福知山市和久市町147番地　プレミールⅢ102号
債務者　福田　康枝
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第２号
長崎県五島市木場町110番地１、住民票上の前住所香川県木田郡三木町大字氷上2004番地２
債務者　**德**本佐千代（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第３８１号
大分市大字皆春108番地の２　コスモシティ皆春611
債務者　山田　朱実
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９２号
長野県飯山市大字飯山467番地73
債務者　江口　晴子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
長野市三輪２丁目28番２号　北条アパート101
債務者　磯谷　昭彦
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
長野市三輪８丁目29番17号　志川ハイツ201
債務者　田中　謙伍
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
長野市松岡１丁目13番20―103号
債務者　足立なおみ（旧姓南）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
静岡県富士市大淵9413番地の９、前住所静岡県富士市三ツ沢454番地の６
債務者　近藤　正挙
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２４号
静岡県富士宮市淀師156番地の４　ロワイム淀師207
債務者　関　真矢美
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２７号
静岡県富士市大淵95番地の38
債務者　佐々木八四夫
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４６号
愛知県一宮市西出町27番地　コウエイハイツＡ―102号
債務者　清水美由紀
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１７号
松江市玉湯町林1664番地２
債務者　福間　加純
1　決定年月日時　平成27年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１２９４７号
東京都墨田区菊川３丁目13番３号
破産者　株式会社紅三
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９０６号
東京都港区芝３丁目34―１―1303
破産者　亡大高裕相続財産
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５３号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目２番29号
破産者　本田建設工業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部